

年 科 番 氏名  
保護者 様

静岡県立科学技術高等学校長

## 出席停止について(通知)

医師により下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止となります。つきましては、医師の指示に従い、必要な期間十分な治療と休養を取られますようお願い申し上げます。なお、症状快復後は、下記の「登校許可証明書」を医師に記入していただき、登校時に学級担任へ提出してください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、感染症法の新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
第三種	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症( )	

※第二種 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患時は別紙「経過報告書」を提出してください。

## 登校許可証明書

1 病 名

2 停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 その他指導事項

上記の疾病は、すでに感染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名  
医師名